

自動車の保管場所の確保等に関する事務取扱規程の運用要領の制定について（例規）

（最終改正：令和３年４月６日 務第25号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、自動車保管場所の確保等に関する事務を適正に実施するため、自動車保有関係手続きに係るワンストップサービスの開始に伴う自動車の保管場所の確保等に関する事務取扱規程（平成３年和歌山県警察本部訓令第13号。以下「規程」という。）の一部改正に併せて、自動車保管場所証明等事務取扱要領、自動車の運行供用制限事務取扱要領及び報告又は資料の提出要求事務取扱要領を別記１から別記３のとおり定め、平成30年２月５日から施行することとしたので、適正に運用されたい。

この通達において「法」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）を、「令」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）を、「規則」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第１号）を、「車両法」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）をそれぞれいうものとする。

なお、「自動車の保管場所の確保等に関する事務取扱規程の運用要領の制定について（例規）」（平成３年６月24日付け交規第27号）は、廃止する。

別記１

自動車保管場所証明等事務取扱要領

第１ 総則

１ 趣旨

自動車保管場所証明等の事務は、法、令、規則、車両法及び規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

２ 用語の解釈

（１）保有者

規程第２条第２号に規定する「保有者」とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条第３項に規定する「自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するもの」をいう。この場合、法にいう保有者に通常考えられるものは、次のとおりである。

ア 自家用自動車の所有者

イ 自動車運送事業者

ウ レンタカー業者

エ リース形態の場合の自動車の賃借人

（２）保管場所

規程第２条第３号に規定する「保管場所」の通常解釈としては、自動車を運行する根拠地としての性格及び使用の反復・継続性を有する場所をいう。

（３）その他自動車の管理責任者等

規程第２条第６号（使用の本拠の位置）に規定する「その他自動車の管理責任者」とは、自動車の使用の管理に関し責任を有する者をいう。この場合、単なる運転者は、この中に含まれないが、支社又は支店の長は、これに当たると解する。

また、「所在地」とは、保有者が自然人のときはその住所又は居所、法人の場合はその主たる事務所（本社、本店）又は従たる事務所（支社、支店）のある場合をいう。この場合の保有者の住所とは、保有者が当該自動車を使用して営む生活上の根拠地となっている場所をいい、多くの場合は、住民票に記載されている住所と一致する。

なお、保有者の居所とは、住所ではないが継続的な滞在地をいう。

(4) 保管場所の使用権原

保管場所として使用する土地又は建物につき、当該場所が法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所以外のものである場合において、所有権、賃貸権等の権利を有することをいう。

法令上保管場所として使用し、又は自動車が進入することが禁止されている場所とは、おおむね次のとおりである。

ア 消防法（昭和23年法律第186号。以下「消防法」という。）第10条の規定による危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の基準として、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条、第10条等の規定により、危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の周囲に空地として保有されている場所

イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条又は第21条の規定により、特別地域及び特別保護地区において、環境大臣等の許可を受けなければ自動車を使用してはならない場所

3 取扱事務

(1) 自動車保管場所証明事務

法第4条第1項及び令第2条の規定に基づく自動車保管場所証明事務をいう。

(2) 保管場所届出受理事務

法第5条（使用の本拠の位置が和歌山市の区域に在るものに限る。）、法第7条第1項（軽自動車にあっては、使用の本拠の位置が和歌山市の区域に在る場合に限る。）又は法第13条第3項（軽自動車にあっては、使用の本拠の位置が和歌山市の区域に在る場合に限る。）の規定に基づく保管場所の届出受理事務をいう。

(3) 保管場所標章交付事務

法第6条第1項の規定に基づく保管場所標章交付事務をいう。

(4) 保管場所標章再交付事務

法第6条第3項の規定に基づく保管場所標章再交付事務をいう。

4 適用地域における事務

令附則第2項の規定に基づき、自動車の使用の本拠の位置が平成12年6月1日における県内の市及び町の区域に在る自動車（軽自動車にあっては、和歌山市の区域に在るものに限る。）の保有者が行う自動車保管場所の証明申請、保管場所標章の交付申請、保管場所の届出及び保管場所標章の再交付申請に係る事務を行うものとする。

第2 書面申請に係る自動車保管場所証明等事務

1 自動車保管場所証明書（以下「証明書」という。）の交付に係る申請の対象

(1) 新規登録（車両法第4条に規定する登録）を受けようとする場合

(2) 変更登録（車両法第12条に規定する登録（自動車の使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）。以下同じ。）を受けようとする場合

(3) 移転登録（車両法第13条に規定する登録（自動車の使用の本拠の位置の変更を伴うものに限る。）。以下同じ。）を受けようとする場合

2 証明書の交付の申請に必要な書類等

証明書の交付の申請に当たっては、次に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、同一の保管場所に2台以上の自動車を保管することを内容とする申請が同時に行われるときは、次の(2)に規定する添付書面を1通にすることができることとする。

(1) 申請書

自動車保管場所証明申請書兼自動車保管場所証明書（規則別記様式第1号。以下「証明申請書兼証明書」という。）2通（正本・副本）

(2) 添付書面

ア 使用権原書 1通

規則第1条第2項第1号に規定する書面で、おおむね次のものをいう。

- (ア) 保管場所が自動車の所有者の土地又は建物である場合
保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記第1号様式）
- (イ) 保管場所が自動車の所有者の土地又は建物でない場合
 - a 賃貸契約書の写し
 - b 自動車保管場所使用承諾証明書（別記第2号様式）
- (ウ) 保管場所の土地又は建物を自動車の所有者が共有するものである場合
土地又は建物の共有者全員の自動車保管場所使用承諾証明書。ただし、共有者が遠隔地に居住、居所不明等の理由により、全員の自動車保管場所使用承諾証明書を得ることが事実上不可能なときは、当該保管場所の管理責任者が存在し、管理していることが明らかとなる書類（例えば自認書）及び管理責任者の自動車保管場所使用承諾証明書で足りる。
- (エ) 官公署の保有する自動車の保管場所である場合
自動車の保管場所が確保されていることを内容とする管理責任者の自認書

イ 保管場所の所在図・配置図

所在図及び配置図の記載は、保管場所の所在図・配置図（別記第3号様式）によること。

ウ 添付書面の省略

一時輸入自動車に係る申請であって、当該申請に自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和39年法律第101号。以下「関税法特例法」という。）第2条第2号に規定する保証団体の作成した書面等が添付されているものについては、前記アの使用権原書及びイの保管場所の所在図・配置図の添付を省略することができる。

3 証明書の交付に係る申請の受理等

(1) 受理時の措置

証明書の交付に係る書面申請については、保管場所を管轄する警察署において、次に掲げる申請書類が整っていることの確認（審査に必要な事項の誤記、記載漏れ等がないことの確認を含む。）を行った上で受理するものとする。

ア 証明申請書兼証明書（申請者の記入すべき事項の項のみ。）

申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者であること。

イ 使用権原書

- (ア) 保管場所が申請者単独所有のときは、「保管場所使用権原疎明書面（自認書）」をもって足りるが、自認書の所有地と証明書記載の保管場所の位置が一致していること。
- (イ) 保管場所が自動車の所有者の土地又は建物でないときは、駐車場賃貸契約書の写しでよいが、申請者が契約当事者として記載していること。
- (ウ) 前記(イ)の場合において、駐車料金納付書をもって契約書に代えることができる。この場合においても権原関係について記載されていること。

ウ 自動車保管場所使用承諾証明書

- (ア) 前記イの使用権原書に代えて使用するものであること。
- (イ) 「保管場所の位置」、「使用者の氏名又は名称」及び「使用者の住所」が、証明申請書の内容と一致していること。

エ 保管場所の所在図・配置図

- (ア) 所在図は、保管場所付近の道路、駅等の目標となる地物及び自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置とが離れているときは、その距離を表示したものであること。この場合において、縮尺及び方位の明記は要しない。
- (イ) 所在図には、住宅地図のコピーを利用することができるが、この場合においては、自動車の本拠の位置及び保管場所の位置を明記したものであること。
- (ウ) 規則第1条第3項（規則第3条第2項において準用する場合を含む。）に該

当し、所在図の添付を省略する場合は、次の事項に留意すること。

a 規則第1条第3項第2号の規定により所在図の添付を省略できるのは、原則として使用の本拠の位置と保管場所の地番が同一である場合であるが、地番が完全には同一でない場合であっても、集合住宅群に一体的に附属している駐車場であることが確認される場合等は、使用の本拠の位置と保管場所が同一であるものとして取り扱うものとする。

b 規則第1条第3項に規定する警察署長が所在図の提出を求めることができる「特に必要があると認めるとき」とは、所在図がなければ保管場所の位置の特定に支障が生じる場合等がこれに当たることから、地図による確認等により容易に保管場所の位置が特定できる場合等については、安易に所在図の提出を求める措置をとらないこと。

(エ) 配置図は、2台以上の自動車を収容できる広さのある保管場所については、原則として申請に係る自動車の保管位置が明示され、かつ、平面の寸法（道路にあつてはその幅員）を明記したものであること。この場合において、縮尺及び方位の記載は要しない。

(オ) 所在図及び配置図は、同一の用紙の裏面を使用することができる。

(2) 受理時の留意事項等

ア 申請書類に誤字、脱字等がある場合で、受理時において訂正（申請書類の訂正箇所を二重線等で訂正）させることが適当であると認めるときは、申請者に訂正させた後に受理すること。

イ 申請書類に誤字、脱字等がある場合で、前記アの訂正ができないときは、申請者にその理由及び訂正要領を説明すること。この場合、当該申請の受理はしないこと。

ウ 証明申請書兼証明書の車台番号欄が空白である場合の理由が、新規購入等の理由により自動車の車台番号が特定できないためであるときは、有効なものとして取り扱い、受理すること。

(3) 自動車保管場所証明取扱簿への登載

申請書類を審査した結果、適正と認め受理したときは、当該申請内容を自動車保管場所証明取扱簿（窓口申請用）（別記第4号様式の1。以下「窓口申請用取扱簿」という。）に登載するものとする。

(4) 受理番号、証明書番号及び取扱簿登載番号

ア 書面申請に係る受理番号

書面申請に係る受理番号は、暦年ごとに付与する11桁の記号とし、記号構成は警察署コード（3桁コード）・西暦の下2桁・6桁の一連番号（000001から始まる番号）の順とする。

イ 証明書番号

証明書に記載する番号は、前記アの書面申請に係る受理番号から警察署コード・西暦の下2桁を除いた下6桁の番号とする。

ウ 取扱簿登載番号

窓口申請用取扱簿の受理番号欄に登載する番号は、前記イの証明書番号と同一の番号とする。

4 保管場所の現地調査

(1) 証明書の交付の申請を受理したときは、速やかに申請に係る保管場所の現地調査を行わなければならない。

(2) 現地調査を行うに当たっては、現地調査担当者に申請に係る関係書類（証明申請書兼証明書については、副本のみとする。）を交付して行わせること。

(3) 現地調査担当者が現地調査を行ったときは、窓口申請用取扱簿の証明等取扱状況欄に調査・回答事項等を記載すること。

5 保管場所の判断基準、調査等

(1) 保管場所の判断基準

- ア 道路以外の場所であること。
- イ 保管場所は、使用の本拠の位置にあること、又は使用の本拠の位置から2キロメートル以内にあること。この場合、2キロメートルを超えるものは認めないこととする。
- ウ 保管場所に通じる道路は、申請に係る自動車が支障なく通行できる幅員及び構造を有すること。
なお、この幅員に関しては、物理的に通行可能であるばかりでなく、公道にあっては、車両制限令（昭和36年政令第265号）による基準とする。
- エ 保管場所は、原則として、申請時以降1か月以上継続して使用するものであること。
- オ 保管場所の構造は、道路から当該自動車を支障なく出入りさせ、かつ、その全体を収容することができるものであること。この場合において、道路から保管場所までの間、障害物等で遮られることなく出入りでき、その全体を収容することができることを要する。
- カ 夜間に店内等を片付けて保管場所にする等のときは、店内が容易に片付けられること。
- キ 保管場所として申請した場所が、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法等によって何らかの設備を要し、又は制限を受ける場所であっても、その場所の広さ及び出入路が適当なものであること。この場合、関係法令は、当然に適用されることに留意すること。

(2) 保管場所の現地調査

- ア 現地調査は、次の事項について行うものとする。
 - (ア) 申請に係る場所は、自動車を保管するに足りる広さを有していること。
 - (イ) 申請に係る場所は、申請の自動車が出入りするために適した幅員を有していること。
 - (ウ) 保管場所に通じる道路は、申請に係る自動車が支障なく通行できる幅員及び構造を有していること。
- イ 現地調査は、次の場合に省略することができる。
 - (ア) 官公署からの申請で、保管場所の確保が確実と認められるもの
 - (イ) 既に証明をした保管場所についての申請で、当該場所に係る自動車を登録前に他の自動車に変更した場合であって、変更後の自動車が既に証明をしたものと同種、同型式のものであるか、又は長さ、幅若しくは高さが小さいものであるもの
 - (ウ) 一時輸入自動車の申請で、当該申請に関税法特例法第2条第2号に規定する保証団体が作成した書面等が添付されているもの

ウ 調査のための立入り

調査のため、土地又は建物に立ち入る必要があるときは、必ず相手方の承諾を得た上で立入り、できる限り申請者等の立会いを求めること。

エ 調査結果の報告

現地調査の結果は、自動車保管場所現地調査結果報告書（別記第7号様式）に記入の上、申請書類を添付して警察署長に報告すること。

6 証明書の交付等

申請書類の審査及び現地調査の結果、保管場所が確保されていると認められたものについては、次に掲げる事項に留意して証明書を交付すること。

(1) 交付までの所要日数

証明書は、交付の申請を受理した日から7日以内（和歌山県の休日を定める条例

(平成元年和歌山県条例第39号) 第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)に交付すること。

(2) 証明書の作成

ア 証明書2通(正本・副本)に、証明年月日及び警察署長名を記入の上、正本と副本を契印し、証明書(正本)に和歌山県警察公印規程(平成22年2月22日本部訓令第4号)で定める自動車保管場所証明用署長印(以下「署長印」という。)を押印すること。

イ 証明書に訂正箇所があるときは、当該訂正箇所を訂正の上、署長印を押印すること。

(3) 証明書交付時の留意事項

ア 新規購入等の理由により自動車の車台番号が特定できず証明申請書兼証明書の車台番号欄が空白の状態では受理していたものについての証明書の交付は、特定できた車台番号を記載させた後に行うものとする。

イ 証明書を交付するときは、窓口申請用取扱簿に交付月日を記載した上、受領者欄に氏名の記載を求めるを徴するものとする。

ウ 証明書は、交付した後に訂正してはならない。ただし、住所番地の「2—1—1」を「2—1—2」とする等住所番地を訂正する場合は、この限りでない。

7 保管場所が確保されていると認めることができない場合の措置

(1) 申請の却下

申請に係る審査(保管場所の現地調査結果を含む。)により保管場所が確保されていると認めることができないときは、証明書の交付の申請を却下するものとし、当該申請者等に対して、当該却下の理由を告げるとともに証明申請書兼証明書2通(正本・副本)の右上部欄余白に「不可」と記入した上で、証明申請書兼証明書(正本)を返却するものとする。この場合、窓口申請用取扱簿の摘要欄に「不可」と朱書しておくこと。

(2) 審査請求及び取消訴訟提起の教示

証明書の交付の申請を却下する場合で、却下の原因となった事項が改善できるものであるときは、改善の上、改めて申請するよう納得のいく指導を行うとともに、処分に対して、審査請求及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号。以下「訴訟法」という。)第46条に基づく取消訴訟の提起に関する教示を記載した次の書面を交付すること。

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県公安委員会(和歌山県警察本部交通部交通規制課経由)に対し審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。)として提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

8 保管場所標章等の交付等

保管場所標章(以下「標章」という。)及び保管場所標章番号通知書(規則別記様

式第3号の下欄)の交付等の要領は、次のとおりとする。

(1) 標章の交付申請に必要な書類

保管場所標章交付申請書兼保管場所標章番号通知書(規則別記様式第3号。以下「交付申請書兼通知書」という。)2通(正本・副本)

(2) 標章の交付申請受理時の留意事項

標章の交付申請受理時の留意事項については、第2の3の(2)のア及びイに規定する証明書の交付に係る受理時の留意事項と同様とする。

(3) 標章の作成

ア 標章は、和歌山県警察自動車保管場所管理システム(以下「保管場所システム」という。)に必要な事項を入力し、同システムと接続する標章印字機により作成するものとする。

イ 保管場所標章番号(以下「標章番号」という。)は9桁とし、記号構成は西暦の下2桁・6桁の一連番号(警察署ごとの標章発行暦年別のもの)・再交付回数の順とする。

ウ 発行警察署長名は、保管場所を管轄する警察署長名とする。

(4) 保管場所標章番号通知書(以下「通知書」という。)の作成

ア 交付申請書兼通知書2通(正本・副本)の下欄の通知書に、通知年月日、警察署長名及び標章番号を記入の上、正本と副本を契印し、通知書(正本)に署長印を押印すること。

イ 通知書番号は、当該標章に係る証明書の証明書番号と同一の番号とする。

(5) 標章及び通知書交付時の措置

標章及び通知書を交付するときは、窓口申請用取扱簿に交付月日を記載した上、受領者欄に氏名の記載を求めるものとする。

第3 電子申請に係る自動車保管場所証明等事務

1 電子申請の対象

第2の1に規定する場合と同様とする。

2 証明書の交付に係る申請の受理等

(1) 受理及び審査

電子申請による受理は、保管場所システムにより行い、保管場所を管轄する警察署において、次の要領で申請に係る入力事項の審査を行うものとする。

ア 申請に係る入力事項の審査

申請が到達したときは、当該申請の内容を印字の上、次に掲げる項目について審査するものとする。

(ア) 次に掲げる事項が入力されていること。

- a 証明申請書に記載すべき事項
- b 使用権原書に記載すべき事項
- c 所在図・配置図に記載すべき事項

(イ) 当該申請に係る保管場所の位置を管轄する警察署長に対してなされたものであること。

当該申請が他の警察署の管轄に係る申請であった場合は、保管場所システムにより、速やかに当該申請を保管場所の位置を管轄する警察署に転送すること。この場合において、保管場所システムで受理番号が付されることから、自動車保管場所証明取扱簿(電子申請用)(別記第4号様式の2。以下「電子申請用取扱簿」という。)に登載するとともに、摘要欄に「〇〇署に転送」等他の警察署に転送した旨を明記しておくこと。

(ウ) 当該申請に係る場所の位置が道路上以外の場所であること。

イ 入力事項の補正の通知

前記アによる審査の結果、入力事項に不備がある場合は、保管場所システムに

より、補正すべき事項を申請者等に通知して補正を求めること。

ウ 車台番号の照会

前記アの(ア)のaに規定する事項である車台番号が入力されていないときは、保管場所システムにより、車台番号を照会すること。この場合において、前記イによる補正の通知をしたときは、当該通知に係る補正がなされた後に照会するものとする。

(2) 定期的な申請状況確認

電子申請の受理事務を担当する者は、保管場所システムによる電子申請状況を定期的に確認し、長時間放置しないようにしなければならない。

(3) 電子申請用取扱簿への登載

保管場所システムにより申請の到達を確認したときは、電子申請用取扱簿に登載するものとする。

(4) 受理番号及び取扱簿登載番号

ア 電子申請に係る受理番号

電子申請に係る受理番号は、暦年ごとに付与する11桁の記号とし、記号構成は警察署コード（3桁コード）・西暦の下2桁・6桁の一連番号（500001から始まる番号）の順とする。

イ 取扱簿登載番号

電子申請用取扱簿に登載する番号は、前記アの電子申請に係る受理番号から警察署コード・西暦の下2桁を除いた下6桁の番号とする。

3 保管場所の現地調査

(1) 申請に係る入力事項に不備がないことを確認できたときは、速やかに現地調査を行わなければならない。

(2) 現地調査を行うに当たっては、現地調査担当者に申請内容を印字した書面を交付して行わせること。

(3) 現地調査担当者が現地調査を行ったときは、電子申請用取扱簿の証明等取扱状況欄に調査・回答事項等を記載すること。

4 保管場所の判断基準、調査等

第2の5に規定する保管場所の判断基準、調査等と同様とする。

5 証明通知

申請内容の審査及び現地調査の結果、保管場所が確保されていると認められ、かつ、車台番号が特定できているものについては、次に掲げる事項に留意して証明通知を行うこと。

(1) 通知までの所要日数

証明通知は、電子申請が到達した日から7日以内（休日を除く。）に行うこと。ただし、補正すべき事項がある場合及び車台番号が特定されていない場合は、この限りでない。

(2) 通知方法等

ア 証明通知は、保管場所システムにより、和歌山県警察電子署名規程（平成29年和歌山県警察本部訓令第31号）で定める電子署名カードを使用して行うものとする。

イ 証明通知を行ったときは、電子申請用取扱簿に通知月日を記載すること。

6 証明通知を行わない場合の措置

次に掲げるいずれかに該当するときは、申請者等に対し、保管場所システムにより証明通知を行わない旨の通知（証明通知を行わない理由を入力したもの）を行うとともに、第2の7の(2)に規定する審査請求及び訴訟法第46条に基づく取消訴訟の提起に関する事項を教示しなければならない。

(1) 申請内容の審査及び現地調査の結果、保管場所が確保されていると認められない

とき。

- (2) 第3の2の(1)のイにより補正すべき事項を通知した場合において、当該通知をした翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に補正がなされなかったとき。
- (3) 第3の2の(1)のウにより車台番号を照会した場合において、当該照会をした翌日から起算して30日（休日を除く。）以内に回答がなされなかったとき。

7 標章等の交付等

標章及び自動車保管場所標章番号通知書（規則別記第4号様式。以下「4号通知書」という。）の交付等の要領は、次のとおりとする。

(1) 標章を交付する場合

標章は、証明通知を行った後、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号。以下「手数料条例」という。）別表第3第15項第3号のウに規定する手数料の納付を確認できた場合に交付するものとする。

(2) 標章の作成

第2の8の(3)と同様の方法で作成するものとする。

(3) 4号通知書の作成

ア 4号通知書は、保管場所システムにより標章番号等を入力して作成し、2通（正本・副本）印字の上、警察署長の決裁を受けること。決裁を受けたときは、正本と副本を契印し、4号通知書（正本）に署長印を押印すること。

イ 4号通知書の通知番号は、第3の2の(4)のアに規定する電子申請に係る受理番号と同じとする。

なお、当該通知番号は、保管場所システムにより自動入力される。

(4) 標章及び4号通知書の交付

標章及び4号通知書（以下「標章等」という。）を交付するときは、電子申請用取扱簿に交付月日を記載した上、受領者欄に氏名の記載を求めるものとする。

(5) 警察本部において標章等を交付する場合の手続

ア 警察署からの交付依頼

警察署長は、申請者等が標章等の交付を警察本部において行うことを希望するときは、交通部交通規制課長に当該標章等の交付を次の手続により依頼するものとする。

(ア) 警察本部交付保管場所標章等送付書（別記第8号様式。以下「送付書」という。）を2通（正本・副本）作成の上、正本と副本を契印し、送付書（正本）に標章等を添えて交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に送付すること。この場合、電子申請用取扱簿の交付・送付月日欄に標章等の「送付月日」を、摘要欄に「本部交付である旨」をそれぞれ記載すること。

(イ) 送付書（副本）は、警察署において保管すること。

イ 交通規制課における標章等交付時の措置

交通規制課において申請者等に標章等を交付するときは、警察署から送付された送付書（正本）に交付日を記載した上、受領者欄に氏名の記載を求めるものとする。

ウ 送付書（正本）の写しの返送

交通規制課において交付した標章等に係る送付書（正本）については、その写しを作成の上、交付依頼元の警察署に返送すること。この場合において、当該警察署は、送付書（副本）とともに返送を受けた送付書（正本）の写しを保管すること。

第4 自動車保管場所届及び自動車保管場所変更届に係る事務

1 自動車保管場所届及び自動車保管場所変更届（以下「届出」という。）の対象

- (1) 軽自動車（使用の本拠の位置が和歌山市の区域に在る場合に限る。）を新規に運行の用に供する場合

- (2) 既に自動車保管場所証明がなされている登録自動車の保管場所の位置を変更した場合（変更登録又は移転登録を受けようとする場合を除く。）
- (3) 既に自動車保管場所届出がなされている軽自動車の保管場所の位置を変更した場合（使用の本拠の位置が和歌山市の区域に在る場合に限る。）
- (4) 運送事業用自動車である登録自動車が増設された場合において、当該登録自動車を引き続き運行の用に供しようとするとき（変更登録又は移転登録を受けようとする場合を除く。）
- (5) 運送事業用自動車である軽自動車が増設された場合において当該軽自動車を引き続き運行の用に供しようとするとき（使用の本拠の位置が和歌山市の区域に在る場合に限る。）

2 届出に必要な書類等

届出に当たっては、次に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、同一の保管場所に2台以上の自動車を保管することを内容とする届出が同時に行われるときは次の(2)に規定する添付書面を1通にすることができることとする。

(1) 届出書

- ア 自動車保管場所届出書（規則別記様式第2号。以下「届出書」という。） 1通
- イ 交付申請書兼通知書 2通（正・副）

(2) 添付書面

第2の2の(2)に規定する添付書類と同様とする。

3 届出の受理等

届出については、保管場所を管轄する警察署において、次に掲げる届出書類が整っていることの確認（審査に必要な事項の誤記、記載漏れ等がないことの確認を含む。）を行った上で受理するものとする。

(1) 届出書及び交付申請書兼通知書（届出者及び申請者の記入すべき事項の項のみ。）

- ア 届出者・申請者の氏名は、届出者・申請者が法人であるときは、その名称及び代表者であること。
- イ 車台番号が正確に記入されたものであること。ただし、軽自動車に係る届出において、車両番号の指定の処分を受けてから行われる届出については、自動車検査証の写しが添付している場合に限り、車台番号の記載がなくとも受理することができるものとする。この場合、届出受理後、車台番号欄に車台番号を記入すること。
- ウ 届出書の自動車の保管場所の位置欄中の（変更前）の欄には、届出前の保管場所の位置を記入すること。
- エ 届出書と交付申請書兼通知書の記載事項に異なる点がないか確認すること。

(2) 使用権原書

- ア 保管場所が届出者単独所有のときは、「保管場所使用権原疎明書面（自認書）」をもって足りるが、自認書の所有地と届出書記載の保管場所の位置が一致していること。
- イ 保管場所が自動車の所有者の土地又は建物でないときは、駐車場賃貸契約書の写しでよいが、届出者が契約当事者として記載していること。
- ウ 前記イの場合において、駐車料金納付書をもって契約書に代えることができる。この場合においても権原関係について記載されていること。

(3) 自動車保管場所使用承諾証明書

- ア 前記(2)の使用権原書に代えて使用するものであること。
- イ 「保管場所の位置」、「使用者の氏名又は名称」及び「使用者の住所」が、届出書の内容と一致していること。

(4) 所在図・配置図

第2の3の(1)のエに規定する保管場所の所在図・配置図と同様とする。

(5) 受理時における留意事項等

ア 届出書等に誤字、脱字等がある場合で、受理時において訂正（申請書類の訂正箇所を二重線等で訂正）させることが適当であると認めるときは、訂正させた後に受理すること。

イ 届出書等に誤字、脱字等がある場合で、前記アの訂正ができないときは、その理由及び訂正要領を説明すること。この場合、当該届出書等の受理はしないこと。

(6) 自動車保管場所届出取扱簿への登載

届出書類を点検した結果、適正と認め受理したときは、自動車保管場所届出取扱簿（別記第5号様式。以下「届出取扱簿」という。）に登載するものとする。

(7) 受理番号及び取扱簿登載番号

ア 届出に係る受理番号

届出に係る受理番号は、暦年ごとに付与する11桁の記号とし、記号構成は警察署コード（3桁コード）・西暦の下2桁・6桁の一連番号（300001から始まる番号）の順とする。

イ 取扱簿登載番号

窓口申請用取扱簿に登載する番号は、前記アの届出に係る受理番号から警察署コード・西暦の下2桁を除いた下6桁の番号とする。

4 保管場所の判断基準、調査等

第2の5に規定する保管場所の判断基準、調査等と同様とする。ただし、届出書類等により保管場所が確保されていると認めるときは、当該届出に係る保管場所の現地調査を省略することができるものとする。

5 標章の交付等

標章の交付等の要領は、次のとおりとする。

(1) 標章を交付する場合

保管場所が確保されていると認める場合に、届出に応じて交付するものとする。

(2) 標章の作成

第2の8の(3)と同様の方法で作成するものとする。

(3) 標章の交付

ア 標章を交付するときは、届出取扱簿に交付月日を記載した上、受領者欄に氏名の記載を求めるものとする。

イ 標章は、交付した後に訂正してはならない。

第5 証明書及び標章等の再交付

1 証明書の再交付

証明書の再交付の要領は、次のとおりとする。

(1) 再交付の申請に必要な書類

ア 証明申請書 2通

イ 第2の2の(2)に規定する添付書面。ただし、証明書の盗難、遺失、汚損等で証明書交付後1か月以内のものについては、使用権限書並びに所在図及び配置図の添付を省略することができるものとする。

(2) 証明書の再交付の申請の受理

証明書の再交付の申請を受けたときは、前記(1)の再交付の申請に必要な書類が整っていることの確認（誤記、記載漏れ等がないかの確認を含む。）を行った上で受理するものとする。この場合において、証明申請書等に誤字、脱字等があるときは、第2の3の(2)の規定に準じた措置を行うものとする。

(3) 窓口申請用取扱簿への登載

ア 証明書の再交付申請を受理したときは、窓口申請用取扱簿に登載するものとする。

イ 窓口申請用取扱簿登載番号

窓口申請用取扱簿に登載する番号は、第2の3の(4)のウに規定する取扱簿登載番号の続き番号（6桁）とする。

(4) 現地調査

証明書の再交付の申請については、現地調査を省略することができるものとする。

(5) 証明書の作成

再交付する証明書の年月日は、前回交付した証明書の年月日と同一とし、番号欄には再交付申請を受理した際の窓口申請用取扱簿の受理番号を記入すること。この場合、証明書の右上部欄外に「再交付」と記入するものとする。

(6) 証明書の再交付

ア 証明書を再交付するときは、窓口申請用取扱簿に交付月日を記載した上、受領者欄に氏名の記載を求めるものとする。

イ 窓口申請用取扱簿の摘要欄に「〇〇のため再交付」等再交付理由を記載すること。

ウ 証明書は、交付した後に訂正してはならない。

2 標章等の再交付

標章等の再交付の要領は次のとおりとする。

(1) 標章を再交付する場合

標章の再交付は、次のいずれかの理由により申請があったときに限り行うものとする。

ア 標章を滅失したとき

「滅失」とは、焼失等により物理的に存在しなくなった場合のほか、盗難、紛失等により所在不明になった場合を含む。

イ 標章が損傷しているとき

「損傷」とは、破れてしまった場合又は半分焼失した場合等をいう。

ウ 標章の識別が困難となっているとき

「識別が困難」とは、識別不能の場合を含む。

エ 標章が貼り付けられた自動車の後面ガラス又は車体の左側面が取り除かれているとき

後面ガラス等が破損しているような場合で、保管場所標章自体は無事であっても、後面ガラス等を交換することとなったとき等をいう。

オ 標章の貼付けが不完全になっているとき

標章の粘着力が弱くなり、外れて滅失することが予想されるような場合等をいう。

カ その他、再交付を受けることについて正当な理由があると認められるとき

(2) 再交付の申請に必要な書類

ア 保管場所標章再交付申請書兼保管場所標章番号通知書（規則別記様式第6号。

以下「再交付申請書兼通知書」という。） 2通（正本・副本）

イ 申請に係る自動車の自動車検査証（写し）

ウ 自動車の保有者と確認できる書面（自動車運転免許証の写し等）

(3) 再交付の申請の受理

標章の再交付の申請を受けたときは、前記(2)の再交付の申請に必要な書類が整っていることの確認（誤記、記載漏れ等がないかの確認を含む。）を行った上で受理するものとする。この場合において、証明申請書等に誤字、脱字等があるときは、第2の3の(2)の規定に準じた措置を行うものとする。

(4) 自動車保管場所標章再交付簿への登載

標章の再交付申請を受理したときは、自動車保管場所標章再交付簿（別記第6号様式。以下「標章再交付簿」という。）に登載するものとする。

(5) 受理番号及び取扱簿登載番号

ア 標章の再交付に係る受理番号

標章の再交付に係る受理番号は、暦年ごとに付与する11桁の記号とし、記号構成は警察署コード（3桁コード）・西暦の下2桁・6桁の一連番号（400001から始まる番号）の順とする。

イ 標章再交付簿に記載する受理番号

標章再交付簿の受理番号簿欄に記載する番号は、前記アの標章の再交付に係る受理番号から警察署コード・西暦の下2桁を除いた下6桁の番号とする。

(6) 標章の作成

標章を再交付する場合には、保管場所システムにより、再交付申請に係る内容が先に交付しているものと相違ないことを確認した上で、標章を作成するものとする。この場合において、標章番号は、先に交付した標章番号の末尾の1桁に再交付回数を記載するものとする。

(7) 通知書の作成

ア 再交付申請書兼通知書2通（正本・副本）の下欄の通知書に、通知年月日、警察署長名及び標章番号を記入の上、正本と副本を契印し、通知書（正本）に署長印を押印すること。

イ 再交付に係る通知書番号は、標章再交付簿に記載する受理番号と同一の番号（6桁）とする。

(8) 標章等の再交付

ア 標章等を再交付するときは、標章再交付簿に交付月日を記載した上、受領者欄に氏名の記載を求めるものとする。

イ 標章は、再交付した後に訂正してはならない。

第6 標章の表示方法

標章の表示方法は、規則第7条の規定のとおりであるが、標章の表示方法に関する教示に当たっては、次の事項に留意すること。

- 1 自動車に後面ガラスがある場合は、標章に表示された事項が、後方から見やすいように貼り付けること。
- 2 自動車に後面ガラスがない場合及び当該自動車の後面ガラスに標章を貼り付けた場合に、標章に表示された事項が後方から見るのが困難であるとき、又は標章を当該自動車の後面ガラスに貼り付けることが適当と認められないときは、当該自動車の左側面に標章に表示された事項が見やすいように貼り付けること。この場合の「後面ガラスに貼り付けた場合において、標章に表示された事項が後方から見るのが困難であるとき」とは、トラックなどで、後面ガラスはあるが、自動車の後部が幌で覆われているような場合等をいう。

また「標章を当該自動車の後面ガラスに貼り付けることが適当と認められないとき」とは、後面ガラスの内側全面に熱線が張り巡らされており、かつ、後面ガラスの外側全面にリアワイパーブレードが当たるようになっているような場合等をいう。

- 3 表示位置は、後面ガラスに貼り付ける場合は、当該後面ガラスの左部分に、車体の左側面に貼り付けるときは、当該車体の左側面の前部のドア・アウトサイド・ハンドルの周辺に貼り付けること。

第7 手数料の徴収

- 1 書面申請に係る手数料

書面申請を受理する際は、手数料条例別表第3第15項第3号のアに規定する手数料を和歌山県証紙により徴収するものとする。

- 2 標章の交付手数料（電子申請に係る交付を除く。）及び標章の再交付手数料

書面申請、届出又は標章の再交付申請に基づいて標章を交付するときは、手数料条例別表第3第15項第3号のウ又はエに規定する手数料を証紙により徴収するものとする。この場合における「交付するとき」とは、真に標章を交付するときであって、申

請時に徴収する等交付前に徴収するものではないことに留意すること。

3 手数料を徴収しない場合

手数料は、次に掲げる場合には、徴収しないものとする。

- (1) 標章を交付又は再交付しないとき。
- (2) 「和歌山県使用料及び手数料条例第3条に係る警察関係事務手数料の減免について（例規）」（平成13年3月22日付け会第31号）別表の規定に該当するとき。

4 電子申請等に係る手数料

電子申請に係る手数料及び電子申請に係る標章の交付手数料については、マルチポイントネットワークにより徴収するものとする。

なお、警察署において手数料の徴収は行わないので留意すること。

第8 特異事案の報告

警察署長は、自動車保管場所証明等に係る犯罪その他特異な事案を認知したときは、所要の措置を講ずるとともに、その都度、交通部交通規制課長を経由して報告すること。

第9 文書等の管理

自動車保管場所証明等に係る申請書類、標章、窓口申請用取扱簿、電子申請用取扱簿、届出取扱簿及び標章再交付簿に関しては、その管理に十分配意するとともに、施錠設備のある場所に保管し、盗難、紛失等の防止に努めること。

（別記2・別記3、別記様式省略）